

卸町コミュニティプラザ建設事業設計等業務の 公募に関する説明会（10月18日）時Q&A

Q1 定量的な部分で審査するとは具体的にどういう事ですか？
評価基準のなかで、営業拠点等の所在地とありますが、もう少し詳しく説明して下さい。

A1 企業について、所在地も評価基準になっております。
また、公営住宅やコミュニティ施設の業務実績について、採点します。
配置予定者の業務担当実績、また、高度な技術を示す受賞作品担当実績についても採点します。提出資料にもとづいて書類を審査します。

Q2 業務内容について、実施設計が記載されていませんが実際どうなのですか？

A2 今回の公募は設計者の選定です。後半に施工者の選定を行いません。実施設計と監理、それから施工をセットにしたデザインビルドを進めて行こうと考えております。
基本設計まで終了したら、施工業者に対して意匠監修を行って頂きます。

Q3 フィー（費用）の部分はどのように決められるのですか？

A3 選定された事業者と基本協定を結ぶことになっているので、その中で決めていくことにしております。

Q4 告示に基づいた基本設計料なのですか、それとも独自のものなのですか？

A4 この選定委員会の上に建設委員会が組織されており、そこが担当委員会として協議することになると思います。

Q5 予算を明確に示してもらいたいのですが？

A5 試算はしていますが、基本協定のなかで決めていく事になると思います。

Q6 基本スタディに関与した事務所も応募できるのですか？

A6 応募できます。統一した基準で審査します。

Q7 評価基準について、公営住宅とコミュニティ施設の実績が高い評価になるのですか？ それとも、高度な技術を示す受賞作品実績の方が高い評価になるのですか？

A7 採点基準の細目はお示しませんが、類似施設の評価も含まれます。それ以外の作品についても、設計能力を評価することなので、必ずしも類似施設でなくても高度な受賞実績であれば評価されると思います。

Q8 高度な技術とは具体的にどういう事ですか？

A8 優れた設計技術によって受賞等評価された実績があるかどうかという事です。

Q9 定量的な採点、高度な受賞の証明書類の提出は必要なのでしょうか？

A9 不要としております。但し、選考プロセスで最終候補者が決まった段階で、改めてその証明書は確認させてもらうことになります。